

## 「法人成りの実務」 コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第1回	テーマ1 法人成りの概要 テーマ2 法人成りのメリットとデメリット①	P1 ~ P27
第2回	テーマ2 法人成りのメリットとデメリット② テーマ3 個人事業の廃業に伴う税務①	P28 ~ P45
第3回	テーマ3 個人事業の廃業に伴う税務② テーマ4 法人設立後の諸手続	P46 ~ P72

■本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

## 「法人成りの実務」 CONTENTS

テーマ1	法人成りの概要	
1-1	法人成りの概要	2
1-2	個人の所得と法人の所得との比較	4
テーマ2	法人成りのメリットとデメリット	
2-1	法人成りのメリット	16
2-2	法人成りのデメリット	28
テーマ3	個人事業の廃止に伴う税務	
3-1	廃業に伴う留意事項	36
3-2	個人事業の廃業時の提出書類	40
3-3	個人事業の廃止に伴う税務	46
3-4	法人への資産の移転に伴う税務	52
3-5	法人への資産の賃貸	56
3-6	法人設立後の税務	58
テーマ4	法人設立後の諸手続	
4-1	法人設立後に提出する書類	60

## テーマ 1

# 法人成りの概要

### ● このテーマの学習内容 ●

項目及び内容
1-1 法人成りの概要
1 概要
2 法人の種類
3 法人成りをする場合の税務
1-2 個人の所得と法人の所得との比較
1 所得計算の違い
2 所得税の計算のしくみ
3 法人税の計算のしくみ

# 1-1 法人成りの概要

---

## 1 概要

法人成りとは、個人事業を廃止し法人を新たに設立して同じ事業を法人として営むことをいう。

法人成りをする理由は、その事業者それぞれであり、一様ではないが、メリットもデメリットもあるため、それらをきちんと把握した上で判断することが望ましい。

### 1 主なメリット

- (1) 役員給与（事業主給与）及び家族従業員の給与を損金算入できる
- (2) 役員退職金（事業主退職金）を損金算入できる
- (3) 個人事業で消費税の納税義務がでたとしても法人成りすることでさらに最大で2年間消費税が免税となる
- (4) 個人事業と違い欠損金を10年間繰越控除できる
- (5) 法人契約の生命保険料を損金算入できる
- (6) 役員（事業主）社宅家賃を損金算入できる
- (7) 所得の金額が多額となる場合の実効税率が所得税に比べ低い

### 2 主なデメリット

- (1) 均等割（住民税）の負担が重い
- (2) 交際費や寄附金の損金算入額に限度額がある
- (3) 社会保険に加入しなければならない
- (4) 個人事業と比べ税務調査が入りやすい

## 2 法人の種類

法人成りをする場合、現行の会社法上の法人組織として、(1)株式会社、(2)合資会社、(3)合名会社、(4)合同会社の4つがあるが、一般的には株式会社か合同会社という形になるかと思う。

株式会社にせよ合同会社にせよ最低資本金は1円から設立することができるが、設立費用の面では、株式会社は最低限、登録免許税15万円のほか、定款の認証代が5万円かかるが、合同会社は登録免許税が6万円で、定款の認証は不要であり、合同会社の方が大分安いことから、最近は合同会社を設立して法人成りをするケースも多く見受けられる。

【各法人の比較】

	株式会社	合資会社	合名会社	合同会社
最低資本金	1円	1円	1円	1円
出資者の数	1人以上	2人以上	1人以上	1人以上
役員の数	取締役1人以上	無限責任社員 有限責任社員 各1人以上	無限責任社員 1人以上	有限責任社員 1人以上
役員の任期	原則として2年 (株式の譲渡制限会社が定款で定めれば最長10年とできる)	期限なし	期限なし	期限なし
最高意思決定機関	株主総会	社員総会	社員総会	社員総会
代表者	代表取締役	社員	社員	代表社員

### 3 法人成りをする場合の税務

#### 1 個人の所得税

- (1) 廃業に伴う事業に係る所得計算上の処理
- (2) 廃業した場合の所轄庁への届出関係
- (3) 設立した法人に対する資産の移転の取扱い
- (4) 設立した法人に資産を賃貸する場合の取扱い
- (5) 設立した法人から受ける役員報酬や配当金の取扱い

#### 2 法人の法人税

- (1) 法人を設立した場合の所轄庁への届出関係
- (2) 個人からの資産の受け入れに関する取扱いなど